

土壌汚染の調査・対策について（政省令事項素案）

※以下「法」とは、改正法による改正後の土壌汚染対策法をいい、「現行令」とは、現行の土壌汚染対策法施行令をいい、「現行規則」とは、現行の土壌汚染対策法施行規則をいう。

※以下において使用する用語は、土壌汚染対策法において使用する用語の例による。

※内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条関係）

(1) 報告期限（法第3条第1項関係）

法第3条第5項の規定により法第3条第1項ただし書の確認を取り消された場合に係る土壌汚染状況調査の結果の報告期限は、(6)の通知を受けた日から120日以内とする。

(2) 土壌汚染状況調査の結果の報告（法第3条第1項本文関係）

法第3条第1項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- ③使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日
- ④使用が廃止された有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質その他土壌汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壌の汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準（以下「濃度基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項
- ⑥土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- ⑦土壌汚染状況調査に従事した者の監督をした技術管理者の氏名

(3) 土壌汚染状況調査の方法（法第3条第1項本文関係）

法第3条第1項本文の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

①調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（現行規則第3条関係）

以下のとおり改正する。

土壌汚染状況調査を行う者^{*1}（以下「調査実施者」という。）は、調査対象地及びその周辺について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌

*1 土地の所有者等ではなく、土地の所有者等から調査を委託された指定調査機関（法第14条の調査の場合は、土地の所有者等から調査を委託された者）を指す。

の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

②調査の対象とする特定有害物質の種類

調査実施者は、①により把握した情報により、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。ただし、次のイ、ロ又はハの場合には、当該イ、ロ又はハに定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質について、試料採取等の対象としないことができる。^{*2}

イ ③の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類

ロ 法第4条第2項又は法第5条第1項の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う場合 これらの命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類

ハ 申請に係る調査（法第14条第2項の申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 法第14条第1項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

③調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類

都道府県知事は、調査実施者が法第3条第1項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請^{*3}に基づき、当該申請を受けた日から起算して30日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

④試料採取等を行う区域の分類（現行規則第3条第2項関係）

調査実施者は、①により把握した情報により、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに、i) 汚染が存在するおそれがないと認められる土地、ii) 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地、又はiii) それ以外の土地に分類するものとする。

⑤試料採取等の実施（現行規則第5条関係）

土壌ガス調査に係る測定の対象とする特定有害物質の種類は、当該調査対象地において土壌の汚染状態が濃度基準に適合していないおそれがある第一種特定有害物質の種類及びその分解生成物とする。

土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る試料採取深度及び混合方法（現行規則第5条第3項第1号及び第2号）を、次のとおり改正する。

イ 試料採取地点の表層の土壌（地表から深さ5cmまでの土壌をいう。以下同じ。）及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取すること。ただし、汚染のおそれが生じた際の地表が、試料採取等を行う際の地表の下にあることが明らかである場合^{*4}

*2 当該イ、ロ又はハに定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質について試料採取等の対象とすることを妨げるものではない。

*3 申請は、調査実施者（指定調査機関）が、調査実施者に当該調査を委託した土地所有者等の氏名、調査を行う土地の所在地等を記載した申請書により行うものとする。この際、調査実施者が調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有している場合にあっては、当該情報を添付するものとする。

*4 盛土等の記録が残されている場合等。

には、汚染のおそれが生じた際の地表を基準とした深さ 50 cm までの土壌を採取すること。また、配管が地下にある場合等汚染の発生源が地下にある場合は、当該汚染の発生源がある深度を基準とした深さ 50cm までの土壌を採取すること。

ロ イにより採取された表層の土壌と、深さ 5 cm から 50 cm までの土壌とを、同じ重量混合すること。ただし、イただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、当該採取した土壌を混合すること。

⑥ 土壌ガス調査により調査対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定（現行規則第 7 条関係）

ボーリング調査に係る試料採取等の方法を、次のとおり改正する。

当該地点において、表層の土壌、深さ 50 cm の土壌及び深さ 1 m から 10 m までの 1 メートルごとの土壌（深さ 10 m 以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）の採取を行うこと。

⑦ 試料採取等の省略（現行規則第 10 条関係）

調査実施者は、④の規定による区域の分類を行った結果、ある特定有害物質の種類について調査対象地の全部又は一部が④ ii 又は iii の土地に分類されると認めるときは、その後の試料採取等を行わないことができるものとし⁵、この場合においては、調査対象地の区域（すべての区域が④ i の土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該特定有害物質の種類について土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

また、現行規則第 10 条の規定に基づき試料採取等を省略した場合においても、調査対象地の区域（現行規則第 10 条第 2 項に規定する単位区画の区域を除く。）を、当該特定有害物質の種類について土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなすものとする。

(4) 都道府県知事の確認（法第 3 条第 1 項ただし書関係）

① 確認の要件（現行規則第 12 条第 2 項関係）

鉱山に係る要件については、下記のとおり改正する。

鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後 5 年以内の鉱山の敷地であった土地若しくは同法第 39 条第 1 項の命令に基づき土壌汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされている鉱山の敷地であった土地であること。

② 確認証の交付

都道府県知事は、法第 3 条第 1 項ただし書の確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

(5) 法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた者が土地の利用の方法を変更しようとするときの届出（法第 3 条第 4 項関係）

法第 3 条第 4 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものと

*5 現行規則附則第 2 条についても、本規定に統合して整理するものとする。

する。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

②法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

③利用の方法を変更しようとする土地の範囲

④当該変更後の土地の利用の方法

(6) 確認の取消しの通知（法第3条第5項関係）

都道府県知事は、法第3条第5項の規定により法第3条第1項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該土地の所有者等に通知するものとする。

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条関係）

(1) 届出義務の対象となる形質変更の規模（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000 m²とする。

(2) 大規模な土地の形質の変更の届出（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

①土地の形質の変更の場所

②土地の形質の変更の着手予定日

③土地の形質の変更を行おうとする範囲

④土地の形質の変更の対象となる土地の面積^{*6}

(3) 届出事項（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の環境省令で定める事項は、土地の形質の変更を行おうとする範囲及び土地の形質の変更の対象となる土地の面積とする。

(4) 届出の例外となる行為（法第4条第1項第1号関係）

法第4条第1項第1号の環境省令で定めるものは、次のいずれかに該当する行為とする。

①次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌の敷地外への搬出を伴うこと。

ロ 土地の形質の変更に伴い敷地外への土壌の流出が生ずること。

ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが50 cm以上であること。

②次に掲げる行為であって土壌の敷地外への搬出を伴わないもの

イ 農作業 **<検討中>**

ロ 林業の用に供する作業路網の整備

③鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地において行われる形質の変更

(5) 調査命令の対象となる土地の基準（法第4条第2項関係）

法第4条第2項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

*6 土地の形質の変更の対象となる土地の面積の考え方については、現行法第9条の土地の形質の変更の届出の場合と同様とすることを基本としつつ、都市計画法等関連法令の規定も参考に今後検討する（政省令事項外）。

- ①特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地であること。
- ②特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ③特定有害物質が保管され、若しくは貯蔵されており、又はされていた土地（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。）であること。
- ④土壌の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ⑤その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。

(6) 調査命令の手続（法第4条第2項関係）

法第4条第2項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- ①調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類
- ②報告を行うべき期限

3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）

(1) 調査命令の対象となる土地の基準（法第5条第1項、現行令第3条、現行規則第17条関係）

法第5条第1項の政令で定める基準は、現行令第3条のとおりとするが、現行令第3条第1号ロ及びハの「基準に適合しないおそれがある」の部分は、法第4条第2項の「汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する」とことと解釈することとし、その旨を何らかの形で明確化する。

また、都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査（既存資料による飲用井戸の有無の確認や、回覧板等による飲用井戸の存在の申告依頼）の結果飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能である区域については、地下水の利用状況に係る環境省令で定める要件（現行規則第17条第1号から第3号まで）に該当しないものとみなす。現行規則第17条第4号については、現行どおりとする。

さらに、鉱山に係る要件（現行令第3条第2号ロ）については、下記のとおり改正する。

鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること。

(2) 命令手続（法第5条第1項、現行令第4条関係）

法第5条第1項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- ①調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類
- ②報告を行うべき期限

4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）

(1) 指定の要件（法第6条第1項、現行令第5条、現行規則第17条及び第18条関係）

- ①法第6条第1項第1号の濃度基準については、現行規則第18条のとおりとする。

②法第6条第1項第2号の政令で定める基準（健康被害のおそれの基準）の規定ぶりについては、現行令第5条のとおりとするが、都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査（既存資料による飲用井戸の有無の確認や、回覧板等による飲用井戸の存在の申告依頼）の結果飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能である区域については、地下水の利用状況に係る環境省令で定める要件（現行規則第17条第1号から第3号まで）に該当しないものとみなす。現行規則第17条第4号については、現行どおりとする。

(2) 指定の公示（法第6条第2項、現行規則第19条関係）

要措置区域の指定の公示の際の公示事項として、当該要措置区域において講ずべき指示措置を追加するものとする。

(3) 解除の公示（法第6条第5項関係）

要措置区域の解除の公示の際の公示事項として、当該要措置区域において講じられた指示措置等を追加するものとする。

5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

(1) 土地の所有者等への指示（法第7条第1項本文関係）

法第7条第1項本文の指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

①汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲

②当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

③汚染の除去等の措置を講ずべき期限

(2) 汚染原因者への指示（法第7条第1項ただし書関係）

①汚染原因者

法第7条第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。（現行規則第21条を踏襲）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する基準に従ってする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

②二以上の汚染原因者に指示する場合

法第7条第1項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度^{*7} に応じて講ずべき汚染の除去等の措置の内容を定めて行うものとする。

(3) 指示措置の種類

(1) ②の当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置は、表1の左欄に

*7 現行法施行通知第5の2（3）②と同様の考え方により寄与度を算定する。

掲げる土地の状況に応じ、それぞれ中欄に掲げる汚染の除去等の措置とする。

【表 1】

土地の状態	講ずべき汚染の除去等の措置	指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
① 土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地における地下水の水質の測定	特定有害物質の種類及び汚染状態に応じ、それぞれ②から⑥までに定める指示措置又はそれと同等の効果を有する措置
② 第一種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め） *9	遮水工封じ込め、土壌汚染の除去*8、地下水汚染の拡大の防止
③ 第一種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地（②の土地を除く。）	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め）	遮水工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
④ 第二種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地	遮水工封じ込め（原位置封じ込めが適用可能な土地にあつては、原位置封じ込め）	不溶化（第二種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合する土地に限る。）、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
⑤ 第三種特定有害物質に係る第二溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染	遮断工封じ込め	土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止

*8 掘削除去及び原位置浄化を指す。

*9 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地について原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行う場合には、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とした上で封じ込めを行うことが必要となる。④において同じ。

により地下水汚染が生じている土地		
⑥第三種特定有害物質に係る土壌溶出量基準に適合しない土地であって、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染により地下水汚染が生じている土地(⑤の土地を除く。)	遮水工封じ込め (原位置封じ込めが適用可能な土地にあっては、原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
⑦第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地であって、乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等	土壌汚染の除去	舗装、立入禁止
⑧第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地であって、現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50cmまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されており、地表面を50cm高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの(⑦の土地を除く。)	土壌入替え ^{*10}	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
⑨第二種特定有害物質に係る土壌含有量基準に適合しない土地(⑦及び⑧の土地を除く。)	盛土	舗装、立入禁止、土壌入替え、土壌汚染の除去 ^{*11}

(4) 都道府県知事の指示の際に示さなければならない事項(法第7条第2項関係)

法第7条第2項の環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

①汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲

②汚染の除去等の措置を講ずべき期限

(5) 指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置(法第7条第3項関係)

法第7条第3項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、表1の左欄に掲げる土地の状況に応じ、それぞれ右欄に掲げる汚染の除去等の措置とする。

(6) 命令手続(法第7条第4項関係)

*10 天地返し等をいう(掘削除去のことではない。)

*11 ある一定の濃度までは、土壌汚染の除去を行うことが望ましいことではない旨を、通知等により明確化する(政省令事項外)。

法第7条第4項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。
 (7) 指示措置等に関する技術的基準（法第7条第6項関係）

地下水の水質の測定、土壤汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壤入換え、盛土、舗装及び立入禁止の実施の方法について、【表2】のとおり改正する（用語の整理等技術的修正は別途行う。）。

【表2】

汚染の除去等の措置の種類	汚染の除去等の措置の実施の方法
①地下水の水質の測定	イ 当該要措置区域において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第五条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。（現行規則どおり） ロ イにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。
②土壤汚染の除去	1 汚染土壤の掘削による除去（ニを削除） 2 原位置での浄化による除去 現行規則どおりとする。 ^{*12}
③原位置封じ込め	ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更するか、又は土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により汚染土壤から特定有害物質を除去して第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 チ ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
④遮水工封じ込め	ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更するか、又は土壤中の気体又は地下

*12 土壤汚染の除去として原位置浄化を行う場合には、濃度基準以下まで浄化することが必要となる。

	<p>水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により汚染土壌から特定有害物質を除去して第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>チ ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
⑤原位置不溶化	現行規則どおりとする。
⑥不溶化埋め戻し	現行規則どおりとする。
⑦遮断工封じ込め	リ ニにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、チの確認がなされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
⑧地下水汚染の拡大の防止	<p>1 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該要措置区域がある土地内の、地下水汚染の拡大を的確に防止することができると思われる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解することにより、当該地下水に含まれる特定有害物質を水濁法又は下水道法の排水基準に適合させて公共用水域又は下水道に排水すること。</p> <p>ハ 当該要措置区域がある土地であって、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、当該要措置区域を取り囲むように観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、地下水汚染が当該要措置区域がある土地外に拡大していないことを確認すること。ただし、隣り合う観測井の間の距離は、30 mを超えてはならない。</p> <p>ニ ハにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>2 透過性地下水反応壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該要措置区域がある土地内の、地下水汚染の拡大を的確に防止することができると思われる地点に透過性地下水反応壁を設置すること。</p> <p>ロ 当該要措置区域がある土地であって、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、当該要措置区域を取り囲むように観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含</p>

	<p>まれる特定有害物質の量を測定し、地下水汚染が当該要措置区域がある土地外に拡大していないことを確認すること。ただし、隣り合う観測井の間の距離は、30 mを超えてはならない。</p> <p>ハ ロにより測定した結果を都道府県知事に報告すること。</p>
⑨土壌入替え	<p>1 要措置区域外土壌入替え (ニを削除。)</p> <p>2 要措置区域内土壌入替え 現行規則どおりとする。</p>
⑩盛土	現行規則どおりとする。
⑪舗装	現行規則どおりとする。
⑫立入禁止	現行規則どおりとする。

6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

(1) 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為（法第9条第2号関係）

法第9条第2号の環境省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

①次のいずれにも該当しない行為

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10 m²以上であり、かつ当該部分の深さが50 cm以上（一定の深さまで帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件^{*13}に該当するものを除く。以下同じ。）が存在しないこと^{*14}について、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1 m浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3 m以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1 m浅い深さ以上）であること。

②指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、当該変更に伴い当該

*13 塩分濃度が一定以上であること。

*14 地下水の流動の状況等からみて当該土地のうち最も地下水が浅い位置にあると考えられる地点において、一定の深度まで観測用井戸を掘り、当該深度に一年間継続して地下水が存在しないことを確認する。この観測用井戸の設置のためのボーリングについては、形質変更にあたらぬ（すなわち、禁止行為に該当しない）ことを通知で明確化する。

要措置区域の土壌汚染の拡散が生じない旨の都道府県知事の確認を受けたもの

【※このほか、帯水層の深さより深い部分の形質の変更であっても、都道府県知事の確認を受けたものについては、土地の形質の変更の禁止の例外とすべきとの意見があった。】

(2) 帯水層の深度に係る都道府県知事の確認

①確認の手続

(1) ①ロ及びハの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 要措置区域のある土地の所在地

ハ 土地のうち最も地下水が浅い位置にあると考えられる地点及びその根拠

ニ 観測用井戸の深度

ホ 地下水の測定結果

②確認証の交付

都道府県知事は、(1) ①ロ及びハの確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

(3) 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認

①確認の手続

(1) ②の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないものとする。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 要措置区域のある土地の所在地

ハ 指示措置等及びそれと一体として行われる行為に係る設計図書、工事計画書及び工事工程表

②確認証の交付

都道府県知事は、(1) ②の確認をしたときは、当該確認を受けた土地の所有者等に対し確認証を交付するものとする。

確認証の交付を受けた土地所有者等は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に届け出て、確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならないものとする。また、当該確認証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、都道府県知事に確認証の再交付を申請することができるものとする。

7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（法第12条関係）

(1) 届出の適用除外となる行為（法第12条第1項第1号関係）

法第12条第1項第1号の環境省令で定めるものは、次のいずれにも該当しない行為とする。

①指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

②土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10㎡以上であり、かつ当該部分の深さ

が 50 cm以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあつては、当該深さより 1 m浅い深さ以上）であること。

③土地の形質の変更を行う部分の深さが 3 m以上（一定の深さまで帯水層が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあつては、当該深さより 1 m浅い深さ以上）であること。

(3) 帯水層の深度に係る都道府県知事の確認

(6 (2) と同様。)

(4) 計画変更命令の要件（法第 12 条第 4 項関係）

法第 12 条第 4 項の環境省令で定める基準については、現行規則第 36 条第 1 号から第 3 号までの要件は現行どおりとし、同条第 4 号の要件を削除する。

8. 指定の申請（法第14条関係）

(1) 申請手続

①法第 14 条第 1 項の申請は、様式第〇により行うものとする。（様式省略）

②法第 14 条第 2 項の環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 申請に係る土地の所在地及び申請に係る土地の範囲

ハ 申請に係る調査において調査の対象とした特定有害物質の種類

ニ 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の申請に係る調査の結果に関する事項

ホ 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

③法第 14 条第 2 項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

イ 申請に係る土地の周辺の地図

ロ 申請に係る土地の範囲を表した図面

ハ 申請に係る調査の結果報告書

ニ 申請に係る土地の登記簿の謄本

ホ 申請に係る土地に申請に係る所有者等以外の所有者等がいる場合にあつては、当該所有者等全員の合意書

(2) 身分証等

法第 14 条第 4 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9. 台帳（法第15条関係）

(1) 帳簿及び図面の区別

要措置区域に係る帳簿及び図面と、形質変更時要届出区域に係る帳簿及び図面は、区別して保管しなければならない。

(2) 台帳の記載事項の追加

台帳の記載事項として、次の事項を追加するものとする。

①地歴調査又は試料採取調査を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域又は形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び省略の理由

②地下水汚染の有無

③既に汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨

(3) 消除

台帳の消除に係る規定（現行規則第 20 条第 7 項）を、下記のとおり改正する。

要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該区域に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない。^{*15}

10. 汚染土壌の搬出時の調査（法第16条関係）

(1) 搬出汚染土壌の調査方法

法第 16 条第 1 項の環境省令で定める方法は、次のいずれかのおりとする。

①要措置区域等外へ搬出する土壌を掘削する前に調査する方法

イ 土壌を掘削する土地の範囲を、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して 10 メートル間隔で引いた線により区画する^{*16}。

ロ イにより区画された土地全てについて、当該区画の中心におけるボーリングにより深さ 1 m から土壌を掘削する深さまでの 1 m ごとの土壌を採取する。

ハ ロにより採取された土壌について、全ての特定有害物質に係る土壌溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壌含有量を測定する。

②要措置区域等外へ搬出する土壌を掘削した後に調査する方法

イ 掘削した土壌を、100m³ ごとに区分する。

ロ イにより区分された土壌それぞれについて、当該土壌の任意の 5 地点から土壌を採取する。

ハ ロにより採取された 5 つの土壌のうち任意の 1 つについて、第一種特定有害物質に係る土壌溶出量を測定する。

ニ ロにより採取された 5 つの土壌を、同じ重量混合する。

ホ ニにより混合された土壌について、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌溶出量及び第二種特定有害物質に係る土壌含有量を測定する。

(2) 都道府県知事の認定手続

法第 16 条第 1 項の都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

②当該要措置区域等の所在地

③土壌の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量証明事業者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

④調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

11. その他

宅地建物取引業法施行令に基づく重要事項説明に係る説明事項について、改正を行う。

*15 消除した情報は、第 61 条の規定に基づき収集される。

*16 現行規則第 4 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項と同様、区分線の回転等は認める。